

## 「大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援」に係る見積合せ参加者の公募

令和6年5月  
海上保安庁装備技術部  
管理課長 下矢 浩介

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

### 1. 公募の概要

本案件は、「大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援」請負契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募するものである。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、下記6により配布する公募要領に従って参加申請書等を提出すること。

### 2. 案件の概要

大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援を行うものである。

### 3. 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4、5、6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務等」のA～D等級に格付けされ関東甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (6) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (7) 輸入する場合は、製造国の輸出許可の手続きが取れること。

### 4. 応募方法

下記5により配布する公募要領のとおり。

### 5. 公募要領等の配布期間及び参加申請書等の提出期限

- (1) 公募要領の配布期間  
令和6年 5月14日～令和6年 5月27日
- (2) 参加申請書等の提出期限  
令和6年 5月27日 17時00分

6. 公募要領の配布場所、参加申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

海上保安庁装備技術部管理課（担当：坂口）

電話（03）3591-6361 （内線4105）

7. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）参加資格の有無の結果は、別途、支出負担行為担当官海上保安庁総務部長から文書等により通知する。

令和6年5月14日

## 公 募 要 領

件名：大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援  
(公募期間：令和6年 5月14日～令和6年 5月27日)

- 公募説明書
- 見積合せ参加申込書（別紙1～4）

# 公 募 説 明 書

## 1 公募の概要

本案件は、海上保安庁の「大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援」請負契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募します。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、この公募説明書に従って参加申請書等を提出して下さい。

## 2 業務内容

大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援

## 3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4, 5, 6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務等」のA～D等級に格付けされ関東甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (6) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (7) 輸入する場合は、製造国の輸出許可の手続きが取れること。

## 4 応募要領

本案件に参加を希望する者は、以下の提出書類を令和6年 5月27日までに担当課に提出すること。

提出書類

- (1) 参加申込書(別紙1)
  - (2) 令和4, 5, 6年度国土交通省競争参加資格決定通知書(写)
  - (3) 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
    - ・誓約書(別紙2)
    - ・情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙3)
  - (4) 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等
  - (5) 自認書(別紙4)
  - (6) 資本関係を明らかにする資料(様式適宜)
- ※ 提出書類は返却しません。

## 5 資料配布及び申込受付期間

令和6年 5月14日(火)から令和6年 5月27日(月)までの間(必着)

受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00 月曜～金曜(祝祭日は除く)

## 6 問い合わせ先及び審査資料の提出場所(担当課)

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部管理課 担当: 坂口

電話: 03-3591-6361(内線4105)

※ 提出は、直接お持ちいただくか、郵送又は宅急便等により提出して下さい。

- 電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。
- ※ お問合せは、日本語による電話にて受け付けます。  
また、申請結果等に関するお問合せには応じられません。

## 7 見積合わせ参加者の選定方法等

「4 応募要領」に記載する提出書類を提出し、問題ないと判断された者には、「大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援仕様書」を配布します。令和6年 6月11日17時までに本仕様書の適合確認のため、「仕様確認申請書」、別紙「仕様確認表」及び仕様に適合することを示した機体製造者等の作成した根拠資料を提出すること。仕様に適合していないと判断された者の参加は認められません。

「4 応募要領」に記載する提出書類を提出し、問題ないと判断された者から、別途実施する見積合わせにおいて契約の相手方を決定します。仕様書を受け取った者は、見積合せの参加の有無に関わらず、別途担当者が指示する日までに「大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援仕様書」を返却すること。

なお、提出書類の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とする場合があります。

## 8 その他

- (1) 参加資格の有無の結果通知  
別途文書等により通知する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 当該請負は、「予算決算及び会計令第99条第1号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な請負であるため、本仕様書は、この公募により応募した者のうち、海上保安庁装備技術部管理課長の同意を得た者のみ配布する。

別紙1

令和 年 月 日

海上保安庁装備技術部管理課長 殿

(競争参加者の)

住 所  
氏 名 印

参加申込書

- 1 請負契約件名  
大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援
- 2 提出資料  
令和4、5、6年度国土交通省競争参加資格決定通知書(写)
- 3 連絡員の氏名及び連絡先

## 誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「大型無人航空機の国内飛行実証を含む調査支援」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

### 記

#### 1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する提出書類の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。

#### 2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁装備技術部管理課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要がある場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。  
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。  
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。  
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

海上保安庁装備技術部管理課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 情報保全に係る履行体制に関する資料

## ① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

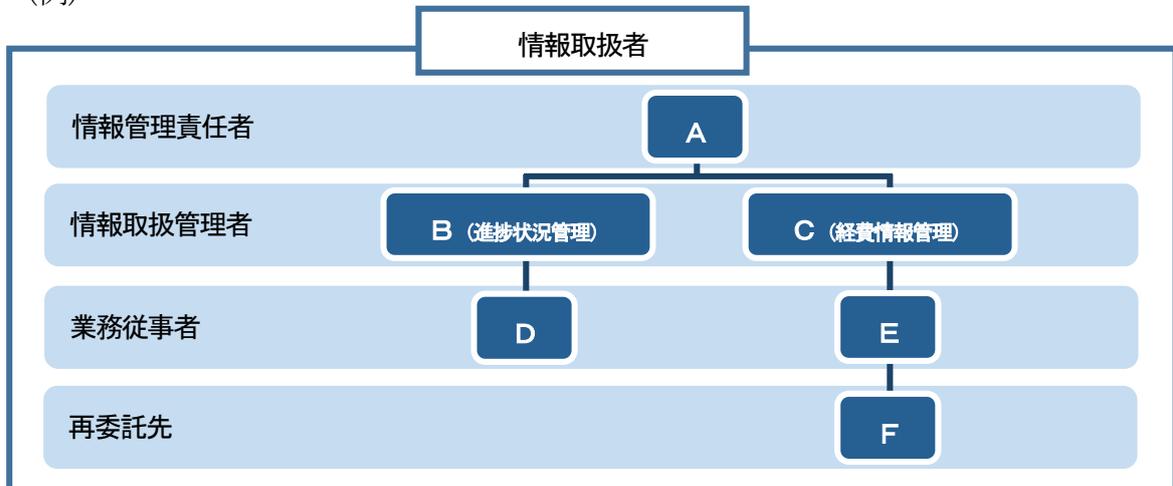
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

## ② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

## ③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

令和 年 月 日

## 自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所 :  
法人名 :

### 【資格及び条件等】

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4.5.6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA～D等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
(資格の写を添付)
- (3) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に警衛を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。  
(守秘義務に関する社内規定等の写を添付)
- (6) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (7) 輸入する場合は、製造国の輸出許可の手続きが取れること。

(注) 相違ないことを示すために、必ず、□にチェック (✓) を入れること。

海上保安庁装備技術部  
管理課長 殿

代表者 氏名

印